

通称を登録するには

在留カードまたは特別永住者証明書と、マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードをご持参ください。その通称を使用していることが社会生活上、日常的に用いられていることについて、明らかとなる資料を提示していただき、使用実態を確認させていただきます。資料としては、勤務先の発行する身分証明書等（在職証明書、給与明細書、社会保険証など）または学校等の発行する身分証明書等（在学証明書、身分証明書、学生証など）から1点。そのほか、公共料金の請求書、年金手帳、預金通帳、病院の診察券などから1点以上の複数の資料の提示をお願いいたします。なお、郵便物は適当と認められません。